

専門研修プログラム整備基準【内科領域】 改定第2版について

症例登録数よりも症例選択バランスを重視し、症例登録数を160→120症例以上に変更した。
ただし、各領域として経験が必要な最低限の症例数を新たに設定している。

領域名	症例数		疾患群数
	1～6期生	7期生～	全専攻医
総合内科Ⅰ(一般)	指定なし	計10以上	1
総合内科Ⅱ(高齢者)			1
総合内科Ⅲ(腫瘍)			1
消化器		10以上	5以上
循環器		10以上	5以上
内分泌		3以上	2以上
代謝		10以上	3以上
腎臓		10以上	4以上
呼吸器		10以上	4以上
血液		3以上	2以上
神経		10以上	5以上
アレルギー		3以上	1以上
膠原病及び類縁疾患		3以上	1以上
感染症		8以上	2以上
救急		10以上	4
合計	160以上	120以上	56疾患群

- 2024年度以降に採用された専攻医(7期生～)に適用する。
- 内科専門研修プログラム外での経験症例は、
120症例のうち最大60症例まで登録可能となる。
- 外来症例は、全体の1割まで含むことができ、
修了認定には入院症例を108症例以上登録する必要がある。
- 総合診療領域や救急科領域の専門研修を修了後、
ダブルボードとして内科専門研修を開始する場合、
2024年度以降に最初の専門研修を始めた専攻医に対して
今回の修了要件見直しの適用が認められる。

修了要件(症例登録数)の見直し ～移行措置(専攻医7期生および8期生)～ 3

2024年度または2025年度に専門研修を開始した専攻医7期生および8期生は、プログラム統括責任者が専用フォームから申請を行うことにより、修了要件の症例登録数を旧基準(160症例)に変更することができる。

※申請期日:2025年6月30日(月)正午まで

ただし、変更となるのは症例登録数のみであり、専攻医1～6期生に適用されるCOVID-19措置は適用対象外となることにご留意いただきたい。

対象専攻医	症例登録数	専門研修の症例数	初期研修の症例数	COVID-19措置
2018年度～2023年度に専門研修開始	160	80以上	80以下	対象
2024年度に専門研修開始	120	60以上	80以下	対象外
2025年度以降に専門研修開始	120	60以上	60以下	対象外
2024年度または2025年度に専門研修開始 希望者はプログラム統括責任者を通じて申請が必要	160	80以上	80以下	対象外

【COVID-19措置】

- 「修了見込」による出願
- 剖検に関する措置
- JMECCの受講猶予措置
- 基幹施設・連携施設に必要な研修期間の緩和措置